

与那国町 水道 簡易水道 事業経営戦略

団 体 名 : 与那国町

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和 38 年 7 月 1 日	計画給水人口	1,770 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法非適用	現在給水人口	1,711 人
		有収水量密度	0.26 千 m^3 /ha

② 施設

水 源	<input type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	1	管 路 延 長 38.3 千 m
	配水池設置数	3	
施 設 能 力	1,520 m^3 /日	施 設 利 用 率	67.0% %

③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	水道料金については、水道事業の健全な運営と水道サービスの施設及び地域の実情を踏まえたうえで、住民(利用者)に過剰な負担とならないよう料金を設定している。																																												
	(1) 給水使用料	(2) メーター使用料金																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">給水装置</th> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="2">使用料金</th> </tr> <tr> <th>基本料金 (1か月につき)</th> <th>超過料金 (1立方メートルにつき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">専用給水 装置</td> <td>家事用</td> <td>8立方メートルまで 837円</td> <td>155円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>8立方メートルまで 1,046円</td> <td>155円</td> </tr> <tr> <td>団体会用</td> <td>8立方メートルまで 1,361円</td> <td>155円</td> </tr> <tr> <td>駐屯地</td> <td>8立方メートルまで 1,422円</td> <td>303円</td> </tr> <tr> <td>船舶用</td> <td>1立方メートルにつき 523円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>1立方メートルにつき 523円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共用給水 装置</td> <td>家事用</td> <td>1世帯につき4立方メートルまで 417円</td> <td>155円</td> </tr> </tbody> </table> <p> <small> 1 家事用とは主として家庭用水として水道を使用する場合をいう。 2 営業用とは、営業又は営業に附随する用途に水道を使用する場合をいう。 3 団体会用とは官公署、学校、公共団体及びこれらに準ずる用途に水道を使用する場合をいう。 4 船舶用とは、船舶用として水道を使用する場合をいう。 5 臨時用とは工事、興行、売店等、短期間臨時用に水道を利用する場合をいう。 6 駐屯地とは、与那国駐屯地で水道を使用する場合をいう。 7 共用給水とは、2世帯以上又は2か所以上の家庭で水道を使用する場合をいう。 </small> </p>	給水装置	用途	使用料金		基本料金 (1か月につき)	超過料金 (1立方メートルにつき)	専用給水 装置	家事用	8立方メートルまで 837円	155円	営業用	8立方メートルまで 1,046円	155円	団体会用	8立方メートルまで 1,361円	155円	駐屯地	8立方メートルまで 1,422円	303円	船舶用	1立方メートルにつき 523円		臨時用	1立方メートルにつき 523円		共用給水 装置	家事用	1世帯につき4立方メートルまで 417円	155円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>使用料金(1か月に付)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13ミリメートル</td><td>50円</td></tr> <tr><td>20 "</td><td>50円</td></tr> <tr><td>25 "</td><td>100円</td></tr> <tr><td>30 "</td><td>150円</td></tr> <tr><td>40 "</td><td>300円</td></tr> <tr><td>50 "</td><td>500円</td></tr> </tbody> </table>	口径	使用料金(1か月に付)	13ミリメートル	50円	20 "	50円	25 "	100円	30 "	150円	40 "	300円	50 "	500円
給水装置	用途			使用料金																																									
		基本料金 (1か月につき)	超過料金 (1立方メートルにつき)																																										
専用給水 装置	家事用	8立方メートルまで 837円	155円																																										
	営業用	8立方メートルまで 1,046円	155円																																										
	団体会用	8立方メートルまで 1,361円	155円																																										
	駐屯地	8立方メートルまで 1,422円	303円																																										
	船舶用	1立方メートルにつき 523円																																											
	臨時用	1立方メートルにつき 523円																																											
	共用給水 装置	家事用	1世帯につき4立方メートルまで 417円	155円																																									
口径	使用料金(1か月に付)																																												
13ミリメートル	50円																																												
20 "	50円																																												
25 "	100円																																												
30 "	150円																																												
40 "	300円																																												
50 "	500円																																												
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	-																																												

④ 組織

本町は、小規模な事業体のため職員を1人配置している状況である。その体制は今後も続く見込みである。

与那国町

まちづくり課

(2) これまでの主な経営健全化の取組

昭和54年に建設された浄水場の老朽化による施設の更新、原水の高度上昇による硬度還元施設の新たな整備、導水管・送水管の耐用年数到来、耐震化の必要性など、施設に関して多額の費用が必要であったが、本町の財政事情では短期間で整備をするのは困難であったため、長期計画で実施していくために、10年間での長期計画を策定し、収支バランスを図りながら必要な工事を必要最低限の費用で進めてきた。

*1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

別紙のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

本町の今後の人口推計については、減少傾向で推移するものと見込んでいる。

(2) 水需要の予測

水需要については、今後有収率は変わらず一定に推移する見込みだが、年間総配水量及び年間総有収水量は減少傾向で推移する見込み。

(3) 料金収入の見通し

今後の料金収入については、水需要が減少傾向にあるため、料金収入も同じく減少傾向での推移を見込んでいる。

(4) 組織の見通し

現状では、1人体制となっており、今後も本体制が継続すると思われる。

3. 経営の基本方針

昭和38年に供用開始してから数十年が経過していることから、経年劣化の進行している簡易水道施設の維持管理費の増大や更新需要の発生が予測される。本町では、平成29年度より老朽施設及び管路の更新整備事業を実施しており、これに伴い令和2年度には硬度軽減化施設も整備し、施設全体の長寿命化を図る。今後も引き続き更新費用など経費の増額が予想されるため、今後は料金徴収の強化、維持管理費の削減及び経営の効率化を図り経費削減に努めていく必要がある。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	平成29年度より進めている水道施設の10年長期計画を基に、収支バランスを検討しながら事業を実施していく。

○アセットマネジメントに基づく施設・設備の長寿命化等の投資の平準化に関する事項
平成29年度より、水道施設設備10年長期計画を基に、老朽化施設及び管路の更新整備事業を実施している。
今後は起債の償還や工事費、維持管理費が増額することが必至であり厳しい状況が予想されるため、さらなる経費削減等に努めていく。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	
	料金収入の減収を見込んでいるため、今後は料金徴収等にますます努めていく。

○料金に関する事項
今後料金は、水量の減少に伴い年々減少傾向を見込んでいる。
○その他
収益的収支における一般会計繰入金について、支払利息の財源としての繰り入れを見込んでおり、また資本的収支における一般会計繰入金については、建設改良費の財源としての繰り入れを見込んでいる。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○修繕費に関する事項
施設の老朽化に伴い、修繕費は近年増加しつつあるが、今後も一定に発生する見込みである。
○職員給与費に関する事項
職員給与費については、現状の職員数のまま変わらず、現状の給与水準で推移する見込みである。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	現時点での導入は考えていない。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI 等 の 導 入 等)	今後検討していく。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等 による投資の平準化)	平成29年度より10年間の長期計画による、施設の長寿命化を進めているところである。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	今後検討していく。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	今後検討していく。
そ の 他 の 取 組	特に無し

② 財源についての検討状況等

料 金	今後は料金収入が減少傾向にあるため、回収率の向上に努める。
企 業 債	予定している事業費の財源として起債する予定。
繰 入 金	料金収入のみでは事業運営をカバーすることは困難であるため、一般会計からの繰り入れは今後もこれまで同様に必要となる。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	特に無し
そ の 他 の 取 組	特に無し

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	毎年度進捗管理を行うとともに、5年毎に見直しを行い、PDCAサイクルを働かせるように行う。
-------------------------	-----------------------------------------------

経営比較分析表（令和元年度決算）

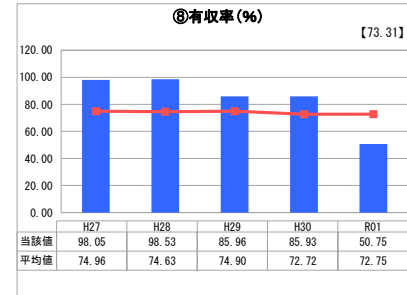
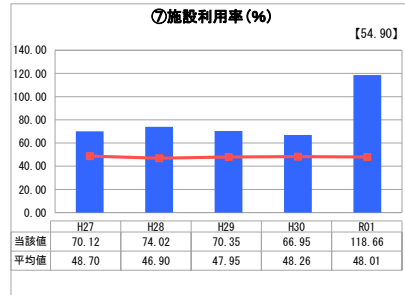
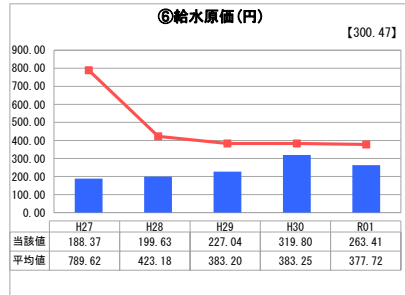
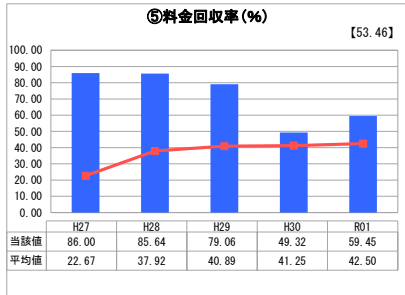
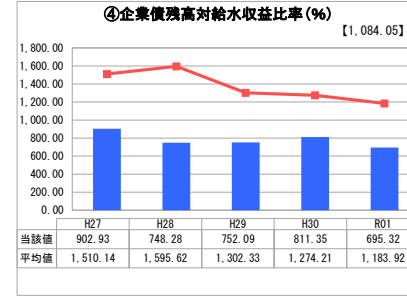
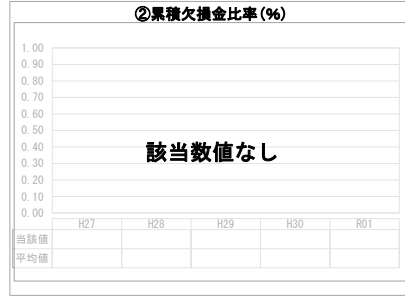
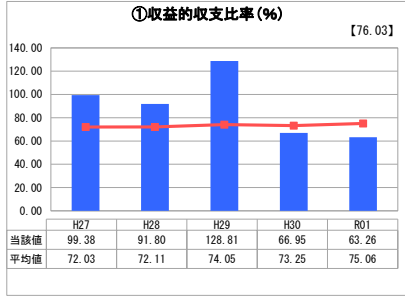
沖縄県 与那国町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D4	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)	
-	該当数値なし	100.00	1,860	

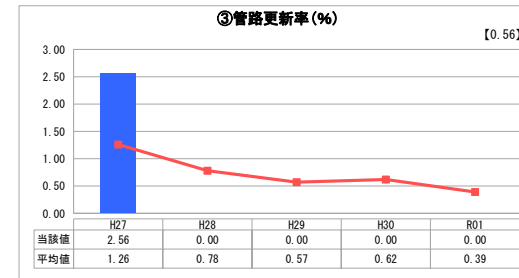
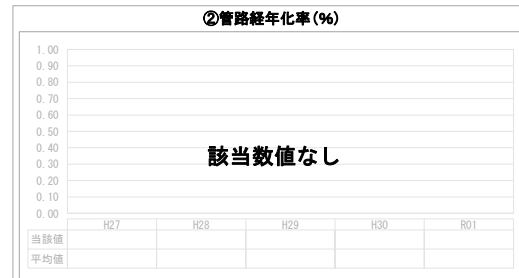
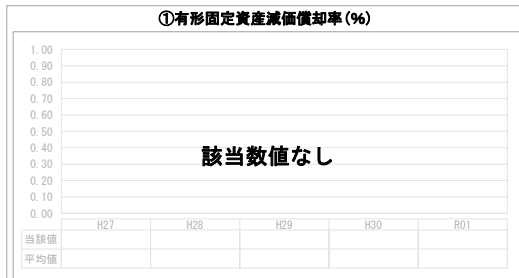
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
1,716	28.90	59.38
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
1,670	12.20	136.89

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
[]	令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率
平成30年度から2ヶ年間実施される基本料金無料化政策に伴い収益率は横ばいとなっている。

④企業債残高対給水収益比率
平均値より低い値となっているが、施設の更新及び長寿命化施設の10年長期工事を平成29年度より実施し多大な経費増が見込まれることから、随時その適正度を検討する必要がある。

⑤料金回収率
平均値より高い値となっており、今後も回収率の向上に努める。

⑥給水原価
平均値より低い値となっており、良好である。

⑦施設利用率
平均値より高い値を維持していることから、施設への投資経済性は効率的に推移している。

⑧有収率
有収率は安定している。

2. 老朽化の状況について

③管路更新率
管路更新については、緊急性や重要度の高い本管から更新工事を行ってきたが、平成29年度より管路等の更新長期整備事業を実施しており、これに伴い硬度低減化施設も整備し施設全体の長寿命化を仕図する。

全体総括

経営状況の収益性等は概ね良好と判断できるが、水道施設設備10年長期計画を基に平成29年度より老朽施設及び管路の更新整備事業を実施していることから、今後は起債の償還や工事費、維持管理費が増額することが必至であり厳しい状況が予想され、さらなる経費の削減等に努めていく。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度									
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	60,805	60,870	60,476	59,980	60,781	63,044	63,190	62,776	62,481	62,112
	(1) 営 業 収 益 (B)	55,913	55,696	55,425	55,359	55,046	54,774	54,557	54,289	54,074	53,807
	ア 料 金 収 入	55,703	55,486	55,215	55,149	54,836	54,564	54,347	54,079	53,864	53,597
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)										
	ウ そ の 他	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210
	(2) 営 業 外 収 益	4,891	5,174	5,051	4,621	5,736	8,269	8,633	8,488	8,408	8,305
	ア 他 会 計 繰 入 金	4,891	5,174	5,051	4,621	5,736	8,269	8,633	8,488	8,408	8,305
	イ そ の 他										
	2 総 費 用 (D)	46,137	46,736	46,852	46,951	48,324	51,197	51,877	52,077	52,318	52,566
	(1) 営 業 費 用	41,245	41,563	41,802	42,330	42,588	42,928	43,244	43,589	43,910	44,261
	ア 職 員 給 与 費	5,993	6,026	6,059	6,092	6,125	6,159	6,193	6,228	6,263	6,298
	ウ ち 退 職 手 当										
	イ そ の 他	35,252	35,537	35,743	36,239	36,463	36,769	37,051	37,362	37,647	37,963
	(2) 営 業 外 費 用	4,891	5,174	5,051	4,621	5,736	8,269	8,633	8,488	8,408	8,305
ア 支 払 利 息	4,891	5,174	5,051	4,621	5,736	8,269	8,633	8,488	8,408	8,305	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息											
イ そ の 他											
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	14,668	14,134	13,624	13,029	12,458	11,846	11,314	10,699	10,164	9,547	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	151,519	89,076	37,959	264,749	478,064	139,761	47,507	47,652	47,732	47,835
	(1) 地 方 債	40,000	18,000	2,200	79,000	149,200	37,200	6,600	6,600	6,600	6,600
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債										
	(2) 他 会 計 補 助 金	31,309	35,026	31,149	27,579	30,464	27,931	27,567	27,712	27,792	27,895
	(3) 他 会 計 借 入 金										
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金										
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	80,210	36,050	4,610	158,170	298,400	74,630	13,340	13,340	13,340	13,340
	(6) 工 事 負 担 金										
	(7) そ の 他										
	2 資 本 的 支 出 (G)	164,306	102,870	49,973	274,143	484,949	146,760	51,373	46,462	43,374	33,380
	(1) 建 設 改 良 費	120,318	54,077	6,927	237,259	447,600	111,958	20,000	20,000	20,000	20,000
	ウ ち 職 員 給 与 費										
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	43,988	48,793	43,046	36,884	37,349	34,802	31,373	26,462	23,374	13,380
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金										
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他											
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 12,787	△ 13,793	△ 12,014	△ 9,393	△ 6,884	△ 6,999	△ 3,866	1,190	4,359	14,455	

